

# 鑑定人としての心理士の役割について

## The Role of Clinical Psychologists in Judgment

谷口 麻起子

Makiko Taniguchi

### 要 旨

臨床心理士の活動領域の1つとして司法領域が挙げられるが、臨床心理士による鑑定の経験および研究の蓄積はまだ少ない。そこで本稿では、筆者が携わったある刑事事件の情状鑑定の流れを振り返り、鑑定における心理士の役割について考察した。まず筆者が行った情状鑑定の目的と方法、実施について述べ、報告書作成、証人尋問の実際について記した。そしてこれらをふまえて鑑定の目的、鑑定の方法、鑑定における心理士の役割について考察したところ情状鑑定においても臨床の基本が重要であることがあらためて確認された。また弁護側・検察側の対立構造に巻き込まれつつも心理士が中立を保つことの難しさや、被鑑定人との関係性を大切にしながらも結果に忠実な鑑定報告を行うことの厳しさについて検討した。

**Key Words** : 情状鑑定, 心理検査, 中立性

### 1. はじめに

筆者は大学に専任教員として勤めている一心理士である。摂食障害を臨床と研究のテーマとしているものの、現場を拠点とする実務家心理士に比べれば、はるかに携わっているケース数は少ないであろう。また汎用性のある臨床心理士として、教育、医療、福祉等、関心とご縁のあるままに様々な領域に関わってきた経験があるものの、司法領域における臨床実績は皆無であった。このような筆者であるにも関わらず、ある日全く思いがけず、成人が起こした刑事事件の情状鑑定（私的鑑定・心理鑑定）の依頼を受けることとなったのである。

これまでの筆者の臨床経験と知識を総動員しての鑑定であったが、検査の施行以外は全く初めての経験であり、1つ1つの過程において戸惑いは大きかった。指針となる文献を探したものの、医師が精神鑑定の中心となることが多いためか、心理士が執筆した文献というものはほとんど見当たらなかった。実は心理学鑑定のあり方それ自体を研究対象とした議論はあまりない（石崎, 2010）とのことである。またおそらく司法領域を専門とする心理士間ではクローズドの研究会などで研鑽を積まれているのだろうが、門外漢の筆者にはそのような機会もなかった。そこで筆者の経験から学術的に意義ある知見を見出して論文としてまとめるにはまだまだ力不足であるが、

鑑定の流れや鑑定における心理士の役割について、公開されている紀要論文として記しておくことは、今後思いがけず鑑定に携わることとなった心理士にとってほんのささやかな指針になるかもしれないと筆者は考えたのである。

以上のことから本稿の目的は、筆者が経験したある刑事事件の情状鑑定の流れを振り返り、鑑定における心理士の役割について考察することとした。

## 2. 情状鑑定の実際

### 2.1 情状鑑定の流れ

まず筆者が携わった情状鑑定の大きな流れを下記に記す。

①鑑定に関する契約 → ②鑑定日時と方法の決定 → ③鑑定の実施 → ④鑑定結果に関する検察側との面談 → ⑤報告書提出 → ⑥裁判での証言に関する弁護側との面談 → ⑦証人尋問 → ⑧被鑑定人との面談

なお後述するように、今回筆者は「⑦証人尋問」については行っていない。しかし証人尋問は当初その予定であったことと、鑑定において重要なプロセスであるため、項目として入れておいた。

### 2.2 情状鑑定に関する契約

鑑定依頼は弁護側からであった。責任能力を問わない刑事事件だが、情状酌量の可能性がある判断され、心理学の専門家に鑑定を依頼することになったという。しかし筆者は鑑定の依頼をすぐには受けなかった。依頼者である弁護側がどのような点について鑑定を依頼しているのかが不明確だったからである。そこで弁護側とまず面談をさせていただき、弁護側の依頼と、筆者が引き受けられることの確認を行った。

弁護側の依頼としては、“検察が主張する事件の動機は表面的である。被鑑定人の生育歴を踏まえれば、事件の動機にはもっと深いものがあると考えられる。そのため心理の専門的立場から、事件の動機を明らかにしてほしい”とのことであった。筆者からは、“自分は臨床心理学を専門としており、出来ることは心理検査の結果や生育歴から被告がどのような人であるのか、そしてその人となりや事件とどのように関連していたかを推測することである”と伝えた。弁護側が筆者のスタンスを理解し、また依頼目的と適うと判断されたため、筆者が鑑定を行うことを互いに了承した。

わざわざ筆者が心理検査を鑑定の軸とすることを述べたのは、それが専門として出来得ることだったからというのもあるが、理由は他にもある。筆者は鑑定を行う心理学の専門家といえば臨床心理学者や犯罪心理学者のイメージしかなかったのであるが、実際には社会心理学の専門家も多く鑑定をされていることを協働した弁護士から聞いた。専門が異なれば当然鑑定の視点も異なるわけで、社会心理学者や犯罪心理学者のやってきたような鑑定を期待されても、筆者には応えられないからである。具体的には、事件を起こすまさにその瞬間や事件前後の意識状態、あるいは

はある条件の社会や集団の元で個人がどのような心理となり行動をするのかについて筆者は検証する手段を持たないことを、あらかじめ弁護士側に了解してもらった必要がある。ここで大切であったのは、話を聴きながら、依頼者が明らかにしたことはどのようなことであり、どのような手段でならばその問いに答えることができるのかを考え、さらに自分の力量で出来るのかどうかを判断することであった。これはまさに初回面接やアセスメントのためのバッテリーを組む作業と重なるものであったと言える。

### 2.3 鑑定日時と方法と実施

鑑定の実施に先立ち、目的等については弁護士から被鑑定人に伝えられた。それを受けて被鑑定人より、“自分を知りたいと思う”という旨の手紙をいただいた。初回の面接冒頭に、筆者からあらためて鑑定目的について話し、自分を理解したいという思いに応えられる資料を得るための鑑定でもあるということ伝えた。

鑑定の日時と方法については、依頼者が筆者に全て任せて下さった。依頼を受けて報告書を提出するまでに約4か月しかなく、筆者も本務の合間をぬって鑑定を実施しなければならなかったため、隔週で多くとも数回程度の面接しか実施出来ないということがまず前提となった。時間が限られていること、また事件の詳細については弁護士側から預かった供述調書等があったことから、被鑑定人に直接事件について尋ねることは見送り、心理検査を負担なく行える面接日程を組むこととした。実際の回数と行った検査を以下に示す。

1回目：PF スタディ、SCT    2回目：バウムテスト、TAT    3回目：ロールシャッハ・テスト  
4回目：SCT を元にした面接    5回目：WAIS-III

ではそれぞれの検査の選定理由と施行順序について説明する。まず依頼目的として動機の「深さ」を解明するということがあったため、ロールシャッハ・テストはまず外せない検査であると考えた。また筆者の経験上 TAT を組み合わせるとより広く、深く人物像が描けることがわかってきたため、TAT も入れることとした。

またこれまでの経験上、見立てをするにあたり有益であると感じてきたバウムテストも入れた。非言語的な検査を入れた方がよいので描画法を使うことは考えており、風景構成法も施行するべきか悩んだが、全体の検査数が増えるので今回は入れなかった。

そして事件を起こしているという事実から遡り、欲求不満体制と自己主張のスタイルを吟味する必要があると考え、PF スタディも入れた。さらに事実関係を直接尋ねることは短い面接期間では難しいと考え、SCT を媒介として自分や家族について語ってもらうこととした。WAIS-III は当初予定していなかったが、TAT とロールシャッハ・テストを施行した段階で知的能力の偏りが示唆されたため、追加した。

順番としては、比較的取り組みやすい PF スタディと SCT からスタートした。SCT を元にした面接を後半に回したのは、バウムや TAT を通じて鑑定人と関係性が出来てからの方が、語ってくれることが多くなるのではないかと思ったからである。SCT の施行自体も後半にするという手

もあったであろうが、いきなりバウムやTATという投影法を実施する前に、検査状況や被鑑定人の様子を見て筆者も多少慣れておきたいという気持ちがあった。

今回のバッテリーはほぼ投影法ばかりであり、YG性格検査などの質問紙法は入れなかった。理由としては鑑定で行う検査であるという位置づけ上、意識的操作が可能な検査では結果の信頼性に疑いが残るからであった。MMPIは鑑定で有益であると鑑定経験のある心理士に聞いたが、筆者はMMPIを全くとったことがなかったため、断念した。

全くもって当たり前のことであるが、テストバッテリーを組んで検査を施行するには、各種心理検査について習熟していることが求められる。必要になったからといって、にわかには検査はできるものではなく、まして所見をまとめることはできない。とはいえ“自分は検査経験があまりないので検査はとれません”では、プロの心理士とは言い難い。このことをあらためて痛感させられ、日頃の研鑽の重要性を感じた。

ところで今回は検査状況がかなり特殊であったため、1回の面接で行う検査数を少なくしたことが良かったと思われる。なぜなら通常検査というのは、検査者と被検査者が、落ち着いた環境の中で行うものである。検査は心に触れていくプロセスであるから、むやみと他者が立ち入ったり、騒がしい状況で行ったりするものではない。しかし今回は私的鑑定であったため、一般面会で使われる面会室でしか検査の施行が許されなかった。すなわち、一人入れればかなり手狭なスペースで、アクリル板によって鑑定人と被鑑定人が遮られ、隣室の会話やドアの開閉音が響くという状況で検査を行わねばならなかったのである。さらにこれはやむを得ないことであるが、安全のため被鑑定人には拘置所職員が、鑑定人には弁護士がついているという状況でもあった。

この状況は極めて筆者にとってストレスの高いものであった。大きな声を出さなければ、互いの声が聞こえないことが何度かあった。アクリル板があるため、ロールシャッハの図版やバウムの画用紙など、直接鑑定人から被鑑定人に手渡しをすることができなかったため、直前に弁護士から検査用具を「差入れ」してもらい、筆者が被鑑定人に口頭で指示をして検査を行った。例えばロールシャッハであれば、「図版を全部箱から出し、裏向けのまま自分の前に重ねて置いてください。表は絶対に見ないでください」と指示をした。

このような状況であったため、より検査に集中することが求められ、1つ検査をするだけでも相当疲れた。外的枠組みが通常と異なる分、内的枠組みを一層働かせたためであろう。スクールカウンセリングにおいて相談室がなかったり、あるいは他の先生方がおられる職員室で一人の先生とじっくり話を聴くことが求められたりといった状況を経験していたことが役立ったのではないかと思われたが、検査は決まった教示や記録もせねばならない分、より一層の集中力が必要であった。

ただしWAIS-IIIだけはアクリル板ありの状況ではどう工夫しても難しいため、弁護側にアクリル板のない面接状況での施行をかなり強く求めた。弁護側の協力のおかげで、WAIS-IIIのみ裁判所命令による鑑定となり、拘置所内のアクリル板のない、静かな面接室で施行することができた。ただしそのために裁判所で鑑定人としての宣誓を行ったり、こちらは全くの丸腰で被鑑定人と1

対1で向き合って検査することとなったりと、筆者は相当緊張を強いられた。せっかく検査状況が通常に近いものとなったのであるが、「WAIS-Ⅲのみが別格になった」ということは筆者の心に相当影響を及ぼし、いわば浮足立ってしまったところがあった。いかなる状況でも冷静に検査するというのは相当難しいことではあるが、「慣れていない状況で自分が通常の心理状態でないまま検査を行おうとしている」ことについての自覚だけでも出来ていればよかったと考える。心理士が自身の心に起きていることを適切にモニタリングすることは、鑑定においても全く同じであろう。

ちなみに筆者は普段検査を行う時よりはるかに中立的であり、もっと言えば冷淡であったと思われる。特にSCTを元にした話し合いの場では事件に関する被鑑定人の思いも語られ、これが通常の面接ならば共感的に聴いたところを、筆者は淡々と聴いていた。ここで共感的になると鑑定について中立的な姿勢を保ち難く、被鑑定人を擁護する（量刑を軽減する）方向に動いてしまうのではないかという気持ちがあったからだと思われる。

## 2.4 鑑定結果に関する報告書

鑑定の後、検察側の希望で鑑定結果についての面談を行った。質問等は裁判でのみ行われると思っていたが、裁判前に面談の申し入れがあることも珍しくはないようである。この時のやり取りで、主張を相当わかりやすくする必要を感じたため、報告書作成以前に面談があったことはこちらとしてもありがたかった。また筆者の癖で、説明の時に例えを用いると、例えが事実なのか比喩なのかをその都度問われたため、説明に窮することがあった。この点の反省から、検察も知っている事実を具体例として出すことで結果を説明する方法を証人尋問で行うこととした。

面談の後報告書を裁判官、弁護士、検察官に提出した。WAIS-Ⅲのみ裁判所命令になったため報告書も別とした。報告書を作成するにあたって困ったのは「解釈の重み」、「どこまで詳しく説明するか」という点と、「どこまで公開するか」であった。

「解釈の重み」というのは、弁護側依頼といっても心理士は中立であるべきで、あくまでデータや情報から考えられる心理学的な解釈を書くのだが、それと事件との関連を書く際には、やはりどこまで書か非常にためらったということである。あるパーソナリティの特徴があったからといって、それが直ちに事件と結びつくわけではなく、事件との関連性はあくまで可能性として記すに留めたことは言うまでもない。例えば“他責の強さ”という特徴があったとすれば、そのことを反省の乏しさ、それゆえの学習効果の乏しさと結びつけて考察することはそれほど無茶なことではない。とはいえ事件と関連させると、再犯可能性の高さと解釈し得る。つまり所見で書いたことは被告の量刑を決める材料になるので、可能性といえどもどこまで事件との関連性を明確に書くかは迷いがあった。量刑を決めるのは裁判官であるが、心理士は量刑を決めるプロセスに確かに加わっているということを痛感させられ、その重みは大変なものであった。

次に「どこまで詳しく説明するか」についてである。例えば医師依頼で行った検査の報告書を作成するならば、医師は大体でも検査については知っているのだから、ある検査がどのようなものか、

結果からどのようにして解釈が導かれたかを丁寧に説明する必要はない。またある中学生の検査を児童相談所で行い、その報告を学校に行く場合、たいいてい学校にはスクールカウンセラーがいるので、やはり詳しい説明は不要で、検査からわかったことを書けば良い。しかし鑑定で報告書を読む裁判官、弁護士、検察官は普通検査のことは知らない。そして専門家が行ったから結果の解釈は妥当であろうとは考えず、その根拠や信頼性・妥当性を厳密についてくる人達である。

あまり手の内を明かさなくて問われれば答えるという方法もあつただろうが、解釈の段階でできるだけの言語化をしておくことが、自分にとっても他者に説明するに際しても役立つであろうと筆者は考えて、検査項目の説明（例えば WAIS-III でいう、「作動記憶」とは何であるかの説明）や、なぜそのような解釈が成り立つのかについての大体の説明（例えば TAT でめったに見られないと位置づけられる反応が出たため、被鑑定人の特性が非常に出ているところと考えられるといった説明）をつけた。そのため全体は30ページほどとなってしまったが、弁護側からも検察側からも内容に関して質問がなかったことから、説明を加えなくとも理解できる内容になっていたのかもしれない。

「どこまで公開するか」については、検察側の要望によって問題となった。普通検査所見にローデータはつけない。ロールシャッハ・テストの逐語が解釈上有益であるとしても、所見では必要箇所を引用するにとどめるだけであり、添付することはない。なぜなら専門家がローデータを見ることに意味はあっても、そうでない人間がローデータを見たところで、却って混乱するからである。逆に言うとローデータではまとまりがないために、結果を分析して所見をまとめるのである。

ところが報告書には全てのローデータを提出することが求められた。筆者にとってはなじみのないことであり、かつ上記に述べた理由から、かなり抵抗があつた。検察側の開示請求理由を尋ねると、検察官もデータを見て解釈を行ったり、検察側から別の心理士にデータの分析・解釈を依頼したりするためであるとのことであつた。

これも筆者にとっては心外なことであつた。もちろん心理士としての力量を問題にされることはあつたであろうが、専門家としてお金をもらって仕事をしている以上、その見解を根本から見直されるということはなかつたからである。

さらに検察官は TAT 図版のコピーを送るよう請求してきた。TAT は作成された物語だけを読んでもよくわからないので、図版を見たいという意向は筆者にもよくわかつた。しかし繰り返すが、ローデータ（物語）を検察官が読む必要はない。そのための所見作成である。鑑定において請求された場合は、図版のコピーをすることが臨床心理士の倫理違反にはならないようであるが、筆者の倫理感覚としては、やはり素人がローデータを解釈しようとするための手段として図版をコピーすることには問題があると思われ、抵抗があつた。そして TAT の微妙な陰影はコピーでは伝わらない。コピーで構わないという感覚も筆者としては許容できなかつた。

結局筆者がコピーせずとも検察は図版を入手できることがわかり、弁護士を通じてコピーについては断らせていただいた。しかし鑑定で関連する資料提出を求められることは通例であると後

に弁護士から聞いたことから、提出を断ったこと自体は非常にイレギュラーだったのだろう。検査結果とはいえ鑑定資料なので、検査結果を検察が吟味することも本来問題はない。しかし普段の臨床感覚では、検査を知らない人にローデータや図版を開示することは、やはりあり得ないと今でも思っている。

## 2.5 証人尋問

公判の日程が決まり、筆者の証人尋問の予定も組まれた。証言のスタイルは自由ということだが、そもそも裁判というものがどのようなものなのか筆者は一度も見たことがなかったので、この裁判の冒頭陳述を傍聴した。ちなみに証人予定者は、他の証人尋問を傍聴することはできない。自身の証言に影響があるかもしれないためである。

検察と弁護側の冒頭陳述は極めて明快なプレゼンテーションであった。裁判員裁判だったせいもあるが、短い時間で論点と主張内容、主張の根拠をしっかりと抑えられていたのはさすがである。逆に言うとこれほどわかりやすくしなければ、膨大な情報に接する裁判員には理解が難しいと思うと、鑑定のプレゼンは相当論理的かつ簡潔なものでないといけないということである。

また冒頭陳述を見ただけではあるが、裁判は検察と弁護側の対立の場であるという強い印象をもった。臨床心理学のように、Aの立場の意見もあり、Bの立場の意見もあり、というわけにはいかない。また学会のように様々な立場の意見が共立する世界でもない。「どちらが正しくてどちらが間違っているのか」の白黒をはっきりさせ、最終的には「どちらが勝つか」の世界である。自然それぞれの陳述の語調は強く、はっきりと相手が間違いであるということを示べられることもあり、雰囲気としても高揚していく感じがあった。

ところが公判前後から検察側より、筆者が証人として不適格であるという意見書を出された。実際にどのようなことを言われているのかを詳しくは知らされなかったが、相当厳しいことを言われていたようである。ただし筆者の提出した報告書の内容に関しては、明確な反論は述べられていなかったとのことであった。

非難・批判は臨床の仕事をしていても、あるいはその他の業務上でも受けることはある。筆者の性格上打たれ弱いわけではないと思うが、この時の検察側からの批判・非難に筆者は傷ついた。そして弁護側が筆者を気遣い、検察側に反論を下さったことで、筆者の心は弁護側に揺れてしまった。もちろん鑑定自体は中立の姿勢を心がけて実行したのだが、筆者の弱さゆえ、弁護側に味方したい気持ちが芽生えてしまった。図版のコピー提出という(あくまで筆者の心情的には)無理な要求を検察側からされたことに対して、どう反論していくかということに力を入れているうちに、冷静ではいられなくなり、やや好戦的な態度になっていると思っていたが、批判されることで自分の正しさのようなものを示したくなり、自分が好戦的な態度になっていることも気づいた。あれほど中立性を心がけていたにもかかわらず、なるほど、このように対立構造に巻き込まれていくのだなと思った。

その気持ちにブレーキがかかったのは、実際の証言資料を作成していた時のことだった。何を

どのように証言するかについては弁護側と何度もやり取りをしたのだが、ある結果について弁護側が特に強調して表示したいという意見を出されたことがあった。その結果とは WAIS-III から算出された知能指数の解釈のことで、一般に「境界領域」と考えられる数値を「低い」と解釈して表示したいということであった。提案された弁護士も言い過ぎとなるのではないかということ懸念はされていたが、知的能力の「低さ」を強調すれば情状酌量の余地は大きくなると考えられるので、弁護側がそのような主張をしたいという意図は推測できた。

先に述べたように筆者は弁護側寄りの心情になっており、弁護側の期待に多少は応えたいという思いが出てきた。元々は弁護側の依頼でもある。また今振り返ると、弁護側の期待に添わない意見を出すことで、検察からの圧力のようなものから弁護側が守って下さらなくなるのではないかという不安があったように思う。これは検察と筆者が直接やり取りをせず、弁護側が検察と意見交換をして下さっていたせいもある。しかしそれだけ検察の動きが筆者にとっては怖くもあり、傷つくものでもあったと言える。

もちろんこのような気持の動きがありつつも、筆者は弁護側の解釈は行き過ぎであり、「境界領域」としか言えないということを伝えた。幸いにも弁護側からは筆者の意見をもちろん尊重すると言われ、筆者は安堵した。専門性というものを弁護側は尊重して下さったのである。

しかし筆者は安堵したと同時に、深い孤独感のようなものを覚えた。もし信頼する大学の同僚から多少授業に関して無理なことを言われたとしたら、筆者は融通を利かしてそれに応えたであろう。お互い持ちつ持たれつのところがあり、信頼の気持ちを仕事上の動きで示す場合というのは実際あるように思う。しかし鑑定においては、依頼人との関係性を解釈に持ち込むことは決してしてはならないことなのである。心理士の独立性・中立性というのは孤独を意味するものでもあるのだと、筆者はこの時痛感した。

最終的に筆者は証人となれず、弁護側が先に依頼していた別の鑑定人が証言することになったため、筆者はその尋問を傍聴した。傍聴しながら思ったのは、心理士は診断をできないにも関わらず、診断が求められるということである。情状鑑定では「特異さ」、もっと言えば「異常さ」について述べる側面があるが、鑑定結果を聞いて判断する側にとっては、その「異常さ」を解釈する軸として診断、つまり病気なのかそうでないのか、もし病気でないならば何なのか、「正常」になる可能性はあるのかどうかということを知りたいようであった。証言された心理士も、そして筆者もいわゆる見立ては行っていたのだが、鑑定では白黒付かない見立てでは不十分のようであった。筆者の報告書では、被鑑定人のパーソナリティと事件との関連性について、仮説として成り立ちうるストーリーを述べたのであるが、それだけでは裁判向きではないらしい。とはいえ心理士の立場で、それ以上のことを述べるのは相当難しいのではないかと考える。筆者がもし尋問される立場にあれば、診断はできない立場なので病気かどうかは判断できないとしか言えなかったであろう。あとは見立てについて、いかに理解してもらうかに尽力しただろうと思われる。

## 2.6 被鑑定人との面談

鑑定を引き受けた時点から、鑑定結果を被鑑定人にフィードバックしたいという思いがあった。筆者は鑑定というのは何のためにあるのかと考えた時、誰のためにもならないのではないかとすることが常に引っかかっていた。もちろん被鑑定人の心理をできるだけ正確に描き、被鑑定人のことを理解してもらった上で判決を下してもらうことはとても大切である。しかし裁判は結果次第というところもある。量刑が減れば鑑定が良かったのではなく、またその逆でもないのだが、そのように解釈される可能性は否めず、何のための鑑定かと悩むことがあった。また少なくとも検査を行う以上、その結果は検査を受けた本人のためにあるべきであるが、基本的に報告書は被鑑定人の元に渡らず、裁判における証言の中で結果の一部を知るのみである。これでは検査結果が生かされない。被鑑定人には裁判後の人生があるのだから、今後に生かしていただくためにも、筆者からフィードバックを行いたいと思っていた。

フィードバック自体は異例のようであったが、鑑定人からも結果について知りたいという要求があり、筆者の要請は弁護側から快く承諾していただけた。少なくとも筆者は裁判で証言できなかった自責感と申し訳なさも手伝って、フィードバックへの思いがさらに強くなっていたのだが、おそらく弁護側も同じ思いはあったであろう。

フィードバック面接の実施は結審後、判決が言い渡されるまでの期間を指定され、そこで行った。場所は鑑定を行った時と同様、一般の面会室であった。そのため時間をかけて丁寧に結果を説明することは難しいと思われた。そもそもかなりの検査を施行しているので、結果をわかりやすく簡潔に全体を説明することは、裁判以上に難しいことであった。そこで筆者が重要であると思われることを3点と、そう考えられた理由を記した文書を作成した。

文書を差入れしていただき、それに基づいて説明を行った。説明後、感想を尋ねたところ、言われれば思い当たる節があるというような反応であった。手元に文書が残ることについては多少迷ったものの、面接で言われたことをその後記憶しておくことは難しいであろうと思い、文書は被鑑定人に差し上げた。また裁判での心理士による証人尋問の感想も尋ねた。

無理もないことであるが被鑑定人としては今後についての不安が高く、そのことを語られることが多かったため、筆者としてはフィードバックの理解についての手ごたえはあまりなかった。しかし後日弁護側より、被鑑定人がフィードバックによって自分のことが理解できたこと、面接があったことをとても喜んでくれるとの報告を受けた。筆者としてはいろいろありながらも、最終的には被鑑定人のためになった鑑定が行えたのかもしれないと思い、喜ばしい思いとなった。

しかしそこで終わらないのが鑑定である。後日出た判決は相当厳しいものであった。フィードバックで言われたことが生かされるのはもう少し先になるであろう、と弁護側から連絡をいただいた。今後の筆者の被鑑定人への関わりをどうするのかについては、現時点でも迷っている。判決について話し合う面接も鑑定の一部ではないかと思う一方で、そこまで引き受けるのは枠を出たことになるかもしれないからである。フィードバックは鑑定の一部として有料であったが、おそらく判決後の面接は無料になるので、面接の位置づけも変わってくる。

自分自身のことを受け容れることと、判決を受け容れることとは切り離せない。筆者は自分自身のことを受け容れてもらうささやかな一助になればと、自己理解のための資料を提供したつもりであり、被鑑定人もそのように受け取って下さった。しかしながらやはり判決が納得いかないものであれば、自己理解・自己受容へと気持ちは進みにくいのであろう。筆者の思いばかりが空回りしていたと反省もするが、何のための鑑定だったのだろうか、虚しい気持ちは否めない。

### 3. 考察

#### 3.1 鑑定の目的について

そもそも情状鑑定とは“有罪の心証を前提にして量刑やその後の矯正のために資料が必要な場合、裁判所が独自に専門家に依頼して、被告人の人格発達や生育環境、犯行の状況や動機、感情状態などの鑑定をすること”（松下，2006）である。依頼人としては弁護士の場合もある（友廣，2013）。また山田（2013）は情状鑑定の目的について，“被告人の犯した行為に関する心理と被告人そのものの理解が求められて”おり，“具体的には、被告人の幼少時から犯行に至るまでの人格形成や行動傾向に影響を与えた生育歴、育ちの場である家庭環境や社会的環境を総合的に理解し、犯罪行為に至った背景や経過を解明してその動機や心理を明瞭にすること”と述べている。

筆者の今回の鑑定目的は、依頼人と被鑑定人の希望も踏まえ、「被鑑定人がどのような人なのかを心理検査によって把握し、事件との関連について考える」ことであった。言いかえれば事件の背景にどのような被鑑定人の心理的在り方があったのかの解明である。「どのような人か」ということとはパーソナリティ、生育歴、知的能力などの側面であった。松下や山田の鑑定目的に照らし合わせると、犯行時の心理、犯行動機という、犯行と被鑑定人との具体的な結びつきに関する事項が抜けていたと思われる。筆者がこれらを鑑定目的から外したのは、犯行時の心理や犯行動機について明らかにすることは難しいと判断したからである。落ち着いた環境でじっくりと面接に取り組めればラポールもでき、心情を語ってもらえたかもしれないが、今回の鑑定条件ではそれが難しいと思われた。また普段の臨床面接では主観を大切にするため、現実として本当であるかどうかというのはあまり問題にならない。しかし鑑定の場合、少なくとも裁判では被鑑定人が語られたことが本当なのかどうかの問題となる。とはいえ「確かに事実かどうか」の裏付けは心理検査の結果では取れないので、動機については“精神分析的な、Jaspersの意味における『かのごとき了解 (Als-ob-Verstehen)』に基づいて、犯行動機を理解しようとする（小田，2006）立場であったと言える。

ところで“裁判を通して本当の動機は何だったのかという真実にたどりつきたい。しかし動機は、本人が説明しようとしてもしきれない場合などいろいろ。全てが分かること自体不可能”（佐木，2010）という意見もある。本当の動機はわからないが、それでもそこに近づこうとすることが求められる場合もある。鑑定において動機や犯行時の心理についての「解明」と「理解」のバランスをどうとるのかについては、今後の検討課題である。

### 3.2 鑑定の方法について

今回の鑑定方法は心理検査のみであった。もちろん心理検査といっても面接の一種であり、SCTを元にした話し合いは行った。とはいえ時間の制約と、事件に関する聴き取りを目的としなかったという理由で心理検査に手法を限ってしまったことについては、問題があったのではないかと考える。

林(2006)は“精神科の基本は問診であり、直接の観察である。鑑定の手法は、と問われたら『主として問診です』と堂々と答えればよい”と述べている。また山田(2013)は“面接、家庭訪問や現場検証等の観察、各種書類等の収集と精読など可能な方法を実践”、“必要に応じてそれ以上の綿密な面接”、“父母、きょうだい、重要と思われる参考人にも面接”しているという。

心理臨床においても面接は基本であり、可能な方法を実践して情報を収集し、様々な角度から相手を理解することが必要である。“自らの罪と責任に真に向き合い、内界を成長変容させる”(山田, 2013)ことを目指すのであれば面接の重要性はなおさらである。その意味でも今回の鑑定に不十分な面は否めないであろう。ただし山田は家庭裁判所調査官の立場であり、私的鑑定の場合とは情報収集の広さが異なる。筆者は被鑑定人の学校成績を弁護士に照会したが、そこは調べられないと答えられた。ならばこれも基本的ではあるが、限られた情報であるゆえの限界ということを念頭に置きながら結果を理解することが重要であると思われる。

### 3.3 鑑定における心理士の立場について

筆者の経験した「心理士の立場の揺れ」についてあらためて振り返ると、筆者の経験のなさや未熟さが大いに影響していたと思われる。とはいえ鑑定や心理士の特性上、揺れが起こることは必至であるとも言える。

鑑定における心理士の立場については、2つの視点がある。1つは弁護士・検察官・裁判官という司法の専門家との関係性における心理士の立場、そしてもう1つは被鑑定人との関係性におけるそれである。

まず司法の専門家との関係性においては、心理士は中立的であることが必要なのは言うまでもない。依頼者が弁護側であれ検察官であれ、主張を裏付ける結果を用意することが鑑定ではない。しかしある立場から見れば、鑑定結果が主張を否定するものとなる可能性はあり、その場合はかなり激しい反論を受けることになる。反論を受けても結果に忠実に、冷静であればよいのだが、臨床場面でクライアントに非難された時にその背景にあるクライアントの心理をいくら理解できたとしても気持ち的には傷つくように、反論されれば心穏やかではいられないこともある。殊に鑑定ではあえて強い語調で反論される節もあり、防衛的になってしまう場合もあるだろう。それゆえに自分の主張に味方してくれる立場や少なくとも反論しない立場(おそらくは依頼者側)の意向寄りになってしまう可能性は否定できない。

林(2006)は“公開の場で尋問にさらされることの不快や恐れがこういう現象(筆者注; 鑑定が忌避されたり、一部グループのお家芸となっていたりすること)を引き起こし、場合によって

は結論にさえ影響を与えてきたことは否めない。従来あまり指摘されてこなかったのも医師のプライドの高さゆえであろう”と述べている。このことは心理士についても言えるであろう。また心理士は一人職場であることが多く、理解が得られない場合も多いが、何を言っても尊重される場合も多いため、実際に反論されると思った以上に動揺してしまう可能性がある。検査結果や書類などの「データに基づく」という基本と、心理士としての倫理が問われるところである。

次に被鑑定人との関係性について検討する。山田（2013）は鑑定では質問を尋ねることで鑑定人が主体的に面接を進行するところがあるものの、被告人が内面に触れ、変容するために鑑定人が聴き手に回るところもあるという。この姿勢もまた臨床の基本であり、傾けるところである。しかし心理士の専門性でもある「話を聴く」「内面に触れていく」作業は、被鑑定人との独特の関係性を発展させることになっていく。理解が進めば親近感が湧くこともあろう。

筆者は供述調書を読んだ時には事件の性質上、非常に恐ろしい思いがあった。初めて被鑑定人に会う時も怖さを感じていたと思われる。しかし面接を通して理解が進むにつれてそのような感覚はなくなってきた。筆者は量刑についてはどの程度が適当なのかということは一切考えなかったが、厳しい判決が出た時は非常にショックを覚えた。ネット上に書かれた判決に対するコメントが判決に賛同する意見ばかりだったのを読んで、筆者が心情的に被鑑定人寄りになっていたことに気づいた。筆者が一般の人には知らない情報を持っているということを差し引いても、被鑑定人を庇いたい意識がいつの間にかあったのだと思われた。

もちろんそれでも“鑑定人の立場としては、罪を軽くしたり、ましてや被告人を庇う意識は毛頭ない”（友廣，2013）という立場であるべきであろう。しかしここに心理士としてのジレンマもあるのではないかと思う。被鑑定人に寄り添いつつ、しかし鑑定は中立的に行うためには、鑑定人としての役割を繰り返し意識することも必要かもしれない。

そしてこれら2つの関係性にある自身の立場というのは、時に見失うこともあるだろう。鑑定においてもスーパーヴィジョンの必要性は大きいと考えられる。

#### 4. 終わりに

本稿では筆者の経験について記述し、若干の考察を行った。経験というよりは「体験への思い」にまだ近いところがあるように思う。内田（2014）は“調書を閲覧するときに、『人間がどれほど邪悪で残忍で非理性的になりうるか』ということをまぢかに知る。人間性の暗部に触れることはしばしば人の心に回復不能の傷を残す”と述べている。筆者にもまた、“回復可能の傷”はあるように思う。だからこそ鑑定経験を言語化し、知の集積をしていくことも必要と言える。鑑定に関する研究は数少ないものの、“法の実務の観点に立てば、心理学鑑定の存在感は増している”（石崎，2010）という。筆者の体験はごくわずかであり、問題提起も浅いものではあるが、今後の発展を願う。また具体的な鑑定結果に関する考察も、稿を改めて行うことで、鑑定のあり方について検討したい。

〈謝辞〉鑑定に携わることで、これまで経験しなかった臨床のおもしろさ、臨床心理士としての自分の弱さを感じると共に、鑑定の奥深さにも触れることができたのは大変幸いなことであった。機会を与えて下さった大阪樟蔭女子大学の高橋依子先生、鑑定に多大なるご協力をして下さった弁護団の先生方、被鑑定人に感謝申し上げます。

## 文献

林 幸司 (2006) : 鑑定書作成、尋問 松下正明総編 司法精神医学 2 刑事事件と精神鑑定 122-127 中山書店.

林 幸司 (2011) : 事例から学ぶ 精神鑑定実践ガイド. 金剛出版.

石崎千景 (2010) : 日本における法と心理学研究の動向と展望 法と心理, **9**, 1, 31-36.

小田 晋 (2006) : 犯罪の精神医学的研究 松下正明総編 司法精神医学 3 犯罪と犯罪者の精神医学 122-127 中山書店.

佐木隆三 (2010) : 2010年9月2日朝日新聞の記事より

友廣信逸 (2013) : 裁判員裁判における刑事鑑定についての考察—臨床心理学的観点から 奈良大学紀要, **41**, 231-238.

内田 樹 (2014) : 邪悪なものの鎮め方. 文芸春秋.

山田麻紗子 (2013) : 犯罪心理鑑定 (情状鑑定) の調査技術に関する一考察 —家庭裁判所調査官調査の意義と調査面接導入家庭に焦点を当てて— 日本福祉大学こども発達学論集, 第5号, 71-81.